

基本目標Ⅱ

あたたかいおせっかいがめぐる

—将来の姿—

あたたかいおせっかいがめぐる、時代が移り変わっても、人の温もりとやさしさを感じられるまち。困っているご近所さんを気にかけて、力になりたいと思う気持ちで、相手に寄り添って行動する、そんなおせっかいがまち全体に広がり、助けてもらった人がいつかは助ける側になる、そんなやさしさがめぐるまちになっています。

こどもたちは地域全体にあたたかく見守られながら、豊かな人間性と社会性を身につけ、健やかに成長しています。区民一人ひとりが自分の健康を意識して、楽しみながら、心とからだの健康づくりに取り組んでいます。自分らしくいられる場と、力を活かせる出番があることで、誰もが自分の居場所をすみだの中で見つけています。

政策4	つながりで地域のしあわせを育むまち
政策5	健やかに安心して暮らせるまち
政策6	こどもの可能性が広がるまち

政策4 つながりで地域のしあわせを育むまち

2035年のすみだ

- さまざまな生きづらさや困難を抱える人も分け隔てなく福祉サービスを楽しみ、お互いに尊重しあいながら、住み慣れた地域で暮らしています。
- 住民同士の支えあい、助けあいや地域の多様な主体の連携・協力による地域共生社会が実現され、区民の誰もが安心して暮らしています。
- 高齢期を迎えた区民が、自分らしいセカンドライフを過ごしています。
- 障害のある人が、地域社会の一員としての役割を担い、生きがいを感じながらいきいきと暮らしています。

政策の体系

施策4-1 地域で支えあう福祉の充実と、サービスの向上を図る

- 1 包括的な支援体制の強化・充実
- 2 適切な福祉サービスの提供促進
- 3 地域福祉の担い手の育成・支援及び周知
- 4 生活に困った区民への相談支援・自立促進
- 5 消費者啓発と相談体制の強化

施策4-2 高齢者が生きがいを持って社会参加をし、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう支援する

- 1 自立支援と支えあいの推進
- 2 高齢者の就労・地域活動の支援
- 3 介護保険制度の適切な運営
- 4 認知症施策の推進と医療・介護の連携強化

施策4-3 障害のある人が地域の中で輝いて生きるしくみをつくる

- 1 地域生活支援の充実
- 2 障害児支援の提供体制の整備
- 3 社会参加の促進
- 4 障害に対する理解の推進

区の現在の状況

- 地域住民によるボランティア活動と公的サービス等との協働により、地域福祉の増進が図られていますが、就労形態の多様化や地域とのつながりの希薄化などにより、地域福祉を担うボランティア人材等の確保が困難になってきています。
- 本区の保護率は微減状態が続いており、生活困窮者からの相談件数はコロナ禍以降横ばい傾向にあります。個々の相談における生活自立の実現に向けた課題は複雑化・複合化する傾向にあり、今後も同様の傾向が継続し、より困難性の高い相談が増えていくと予想されます。
- 核家族化や単身世帯の増加により、家族や親族間のつながりの希薄化や社会的孤立が進行しており、孤立死やひきこもりなど、複雑化・複合化した支援ニーズの増加に加え、既存の制度では対応困難な「制度の狭間」の課題も顕在化しています。
- 高齢者人口や要介護者の増加、障害のある人や親の高齢化、障害の重度化が進むなか、在宅支援や施設整備等の福祉サービスの充実が図られている一方で、介護・福祉人材は不足しています。
- 障害のある人もない人も、個性を尊重しあいながら、共に地域で生きる社会の実現のため、障害者差別解消法に基づく啓発活動が行われています。

解決すべき課題

- 区民一人ひとりが、支え手と受け手の側に分かれるのではなく、地域の中でそれぞれの役割を持ち、地域の福祉サービスと協働し、互いに支え、助けあいながら、自分らしく暮らすことのできるしくみが必要です。
- 区民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズや、制度の狭間にある課題に対して、有効な対策を行っていくためには、地域に存在する医療や福祉などの公的サービスを含む多様な社会資源が、相互に連携・協働した支援体制を強化していく必要があります。
- 高齢者や障害者、生活困窮者等、一人ひとりの課題に寄り添った適切な支援がされる必要があることから、介護・福祉人材を含めた福祉サービスの充実と質の確保が求められます。
- 住民同士が誤解や偏見を持たず互いに理解し、尊重しあいながら、共に地域で生きる社会を実現していく必要があります。

施策4-1 地域で支えあう福祉の充実と、サービスの向上を図る

2035年のすみだ

- 一人ひとりが必要な支援を自由に選択できる福祉サービスが、さまざまな主体から適切に提供されています。
- 複雑化・複合化したさまざまな生活課題を抱えて困っている区民一人ひとりに対して、個別の状況に応じた支援が適切に行われることで、すべての区民が自立し、安定した暮らしをしています。
- 地域住民や地域の多様な団体・機関が、支えあい・助けあいの意識をもって相互の連携・協力を図り、地域の誰もが安心して暮らしています。
- 地域福祉プラットフォーム等の地域の居場所や気軽に相談できる場所、多世代交流の場が増え、地域で支えあうしくみが確立されています。
- 消費生活に対する正しい知識に基づいた行動と充実した相談体制、地域での支えあいによって、安全・安心な消費生活を送っています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
「現在ボランティア活動・地域活動をしている」区民の割合	13.2% (2025(令和7)年)	17.0%	20.0%	区民アンケート調査
「必要な福祉サービスが適切に提供されている」と思う区民の割合	68.1% (2025(令和7)年)	69.0%	70.0%	区民アンケート調査
市民後見人受任者数累計	84人 (2024(令和6)年)	110人	135人	所管課データ
生活困窮者自立支援制度における就労支援対象者数に対する新規就労者数と増収者の割合	42.5% (2024(令和6)年)	75.0%	75.0%	所管課データ
「消費者被害に遭わないために必要な情報が適切に提供されている」と評価する区民の割合	44.5% (2025(令和7)年)	50.0%	55.0%	区民アンケート調査

関連するSDGs
のゴール

現状と課題

現状

- 国は、公的支援制度の整備を進めて質・量の充実に努めるとともに、複雑化・複合化するニーズを踏まえ、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業などを通じた包括的支援の強化を図っています。
- 都は、区の取り組みを支援しているほか、自らも福祉・介護人材の確保をはじめとした地域福祉の地盤強化に取り組んでいます。
- 区では、各主体から提供される福祉サービスの質を確保・向上させるとともに、利用者が自らに適した福祉サービスを選択できる環境の整備を進めるため、区内の社会福祉法人や介護・障害福祉サービス事業者等に対する定期的な指導監査や第三者評価の受審支援を実施しています。
- 就労や住居喪失等の課題だけでなく、地域のつながりの希薄化に伴う孤独死やひきこもり、ヤングケアラー、8050問題など、さまざまな主体による分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズや「制度の狭間」にある課題を抱えた人々が増加しています。
- 家族や親族間の支えあいが少しずつ弱くなるなかで、それらを補完する意味あいも持つ地域活動がある程度は展開されているものの、高齢者就業率の上昇や地域活動への対応の負担感などにより、ボランティアが足りていない分野や民生委員・児童委員の担い手の不足が生じています。
- すみだ消費者センターにおける相談件数は増加傾向にあり、内容の多様化・複雑化に伴って解決困難な案件も増えています。こうした状況に対応するため、相談員のスキルアップやさまざまな機関との連携を深めているほか、啓発も強化しています。

課題

- 区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、一人ひとりの状況に応じた個別的支援や、地域の医療や福祉等の多様な関係機関と連携・協働した支援体制の強化をしていく必要があります。
- 公的な支援制度をはじめとした各種の福祉サービスにおける制度内容や取り巻く環境がめまぐるしく変化するなかにおいても、利用者が必要とする福祉サービスを適切に受けられる環境を整備する必要があります。
- 地域のつながりの希薄化からくる社会的孤立等の課題に対応するため、世代や属性を問わず気軽に立ち寄ることができる場所や相談できる場所を地域住民の身近な場所に増やしていく必要があります。
- 地縁・血縁が希薄化しているなか、本人が相談に来ない限り支援ニーズが表面化しにくいという性質があることから、アウトリーチ型支援の充実を図る必要があります。
- 区民の現状やニーズにあわせて、より多くの方が地域活動に参加しやすくなるしくみづくりや工夫によって、ボランティアなどの社会参加の機会を増やすとともに、互いにつながり、支えあうことで地域課題を解決していく力を養う必要があります。
- 多様化・複雑化する消費者被害の防止と救済のため、区民一人ひとりに正しい知識を身につけてもらうほか、被害に遭った方がいち早く相談につながり解決することができる体制を整備する必要があります。

政策4 つながりで地域のしあわせを育むまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 包括的な支援体制の強化・充実

これまでの支援体制では対応しきれない、分野をまたがる「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にある課題」に対応するため、地域福祉プラットフォームを拠点として相談支援や地域づくりに向けた支援、アウトリーチ等継続支援など包括的な支援体制の強化・充実を図ります。

2 適切な福祉サービスの提供促進

区内の社会福祉法人の運営及び介護・障害福祉サービス事業者等において提供される福祉サービスの質の確保・向上のため、必要な指導等を行うとともに、各事業者等が実施する取り組みを支援します。また、成年後見制度をはじめとする権利擁護事業の強化と利用促進に取り組み、頼れる身寄りがない方を含めた、高齢者・障害者等への支援の充実を図ります。

3 地域福祉の担い手の育成・支援及び周知

市民後見人などの地域福祉の担い手の育成、区民のボランティア活動や民生委員・児童委員活動などの地域活動の支援を実施します。また、これらの担い手が十分に活用されるよう、支援を必要とする人への周知を図ります。

4 生活に困った区民への相談支援・自立促進

生活困窮者自立支援制度を通じた包括的・個別的・早期的・継続的な相談支援事業を実施するとともに、生活保護が必要な人に対しては、最後のセーフティネットとして、生活保護制度を適切に機能させます。

5 消費者啓発と相談体制の強化

正しい知識を普及するため啓発活動を強化するほか、一人でも多くの方の被害を迅速に救済できるよう、相談体制の更なる充実とさまざまな機関との連携強化を図ります。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、近隣住民と積極的に交流を図って地域の課題に関心を持ち、多様な主体と連携・協力して解決に取り組めます。

■事業者

事業者は、自ら提供する福祉サービスの質の確保・向上に向けた取り組みを進めるとともに、地域の課題に関心を持って区民や区と連携・協力して解決に取り組めます。

■地域団体等

地域のNPOやボランティア団体は、それぞれの専門性を活かした支援活動を展開しつつ、他団体や各行政機関との連携を強化していきます。

政策4 つながりで地域のしあわせを育むまち

主な事業

包括的支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）

区民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、各相談機関と連携した多機関協働事業を実施するとともに、地域の居場所や気軽に相談できる場所、多世代交流の場として地域福祉プラットフォームでの地域づくりなどを支援します。

地域福祉活動の支援事業

社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア人材の育成、小地域福祉活動やふれあいサロン等の活動を支援します。

成年後見制度利用支援事業（市民後見推進事業）

成年後見人等の担い手となる市民後見人を育成・支援を実施するほか、広報や相談対応等によって成年後見制度の利用促進を図ります。

各事業者等に対する指導監査及び第三者評価の推進

区が所管する社会福祉法人及び区内の各事業者等の適正な運営や、提供される福祉サービスの質の確保を図るため、関係機関と連携した各法令に基づく指導監査、並びに第三者評価の制度周知及び受審支援を実施します。

亀沢二丁目公有地整備事業

PPP(行政と民間がパートナーシップを組んで事業を行う)手法を活用し、ボランティア活動など地域の区民活動拠点の整備を図ります。

生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階で生活に困っている人を支え、自立を促すため、相談・助言、住居確保給付金の支給等を通じて、複雑化・複合化した生活課題を抱える相談に対応します。

生活保護法による給付・援護事業

さまざまな理由により生活に困窮している人に対して、生活保護制度に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、経済的な援助を含め、自立に向けて必要な支援を行います。

消費者相談・啓発事業

多様化・複雑化する消費者トラブルに的確に対応し、被害を迅速に回復できるよう、相談体制の充実を図るとともに、被害防止に向けて、関係機関とも連携しながら幅広い層に対する啓発を行います。

関連計画

- ◆ 墨田区地域福祉計画
- ◆ 墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画
- ◆ 墨田区障害福祉総合計画

政策4 つながりで地域のしあわせを育むまち

施策4-2 高齢者が生きがいをもって社会参加をし、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう支援する

2035年のすみだ

- 高齢者が、必要に応じて生活支援サービスなどを利用しつつ、地域活動や就労を通じて社会参加し、生きがいをもって地域で生活しています。
- 介護が必要な状態になっても、適切に介護サービスを利用することで、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けることができます。
- 認知症の人も含め、切れ目のない円滑な医療・介護連携により必要な在宅療養を受け、その人らしく暮らしています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
「生きがいがある」 65 歳以上の区民 の割合	56.6% (2025(令和7)年)	78.0%	80.0%	所管課データ
要介護認定を受けていない 65 歳以上の区民の割合※1	78.7% (2024(令和6)年)	77.6%	78.1%	所管課データ
利用している介護保険サービスに対して「満足している/概ね満足している」と思う区民の割合	89.5% (2025(令和7)年)	91.0%	93.0%	所管課データ
「高齢になっても墨田区内で暮らし続けることができる」と思う区民の割合	75.3% (2025(令和7)年)	82.0%	85.0%	区民アンケート調査
認知症の症状のある人にとって住みやすい地域であると思う/やや思う区民の割合※2	34.1% (2025(令和7)年)	56.0%	58.0%	所管課データ

※1 今後、医療や介護の必要性が高まる 85 歳以上の高齢者が増加すると推計されるため、本指標を介護予防やフレイル予防に係る施策の成果指標とし、要介護認定を受けていない 65 歳以上の割合を一定程度の減少に留めることを目標と掲げています。

※2 認知症と診断された人やそのご家族だけではなく、誰もが認知症になり得ることを前提に、一人ひとりが認知症を自分ごととして理解し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるという「新しい認知症観」に基づく指標としています。

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国は、「第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針」において、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材確保及び介護現場の生産性の向上などを掲げています
- 認知症及び軽度認知障害(MCI)の高齢者数が今後増加していくことを踏まえ、「認知症施策推進基本計画」では、認知症の人とその家族等の声を尊重し、「新しい認知症観」の理解促進を基本的な方向性に位置づけています。
- 区の高齢者人口は2018(平成30)年度以降微減傾向にあるものの、75歳以上の後期高齢者数や高齢単身世帯数は増加傾向になっています。また、要介護認定率も同様に増加傾向にあります。
- 区は、要介護・要支援認定者が自立した生活を持続していくために必要な支援を受けることができるよう、介護保険制度の適切な運営とともに、地域密着型サービス等の整備の推進や介護サービス事業者に対する支援など、サービス提供体制の更なる充実を図っています。
- 区では、各機関が連携・協働し、住民が互いに支えあいながら、高齢者が地域で暮らし続けることができる環境を整備し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援に関する取り組みを包括的かつ継続的に行うことで、地域包括ケアシステムの更なる深化を図っています。
- 高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって地域で生活が送れるよう、介護予防や健康づくり、地域交流等の自主的な活動を支援しているほか、高齢者向けのICT講習会を実施しています。また、高齢者の就労の機会を広げるため、墨田区シルバー人材センターの運営支援を行っています。

課題

- 社会状況の変化、価値観の多様化により、地域活動の担い手等が減少傾向にあるなか、社会参加を促進するには、生活支援サービスや活動に関する認知度向上と利用促進の強化、区民と医療・介護関係者と行政が連携した「支えあいのしくみ」の構築が重要です。
- 高齢化率の上昇に伴い、今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するには、介護人材確保・定着及び介護現場の生産性の向上とともに、利用者に適正な介護サービスを確保するため、給付適正化を推進していくことが重要です。
- 高齢者が安心して在宅で暮らし続けるためには、医療・介護関係者の更なる連携推進が重要です。また、認知症の正しい知識と理解促進のための啓発活動の強化、認知症の人とその家族への支援体制の充実、地域での見守りネットワークの構築に取り組んでいくことが重要です。
- 老人クラブの会員減少と担い手不足を解消するためには、プレシニア世代(50歳から64歳)の加入促進が必要なため、参加意欲を促す既存の枠組みを超えた魅力的な発信を行うことが重要です。
- 地域の介護予防の取り組みの担い手となるボランティア(介護予防サポーター)や、通いの場の参加者の高齢化が進み、通いの場自体の運営が困難になっているケースがあります。そのため、介護予防サポーターや通いの場への新たな区民の参加に向けた更なる取り組みが必要です。
- 働く高齢者の増加や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、後期高齢者(75歳以上)の増加など、高齢者の生活環境が変化していることから、墨田区シルバー人材センターと連携して、状況に応じた健康づくりや生きがいづくりの取り組みを充実させる必要があります。

政策4 つながりで地域のしあわせを育むまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 自立支援と支えあいの推進

地域包括ケアシステム※を深化・推進するため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を整備します。

※ 高齢になってもいつまでも元気に暮らし続けられ、たとえ障害があっても、介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていくしくみのこと。

2 高齢者の就労・地域活動の支援

生きがいにつながる機会の創出や、場の提供等を通じて、元気なシニアの就労やボランティア活動等の社会参加を促進し、高齢者が地域の貴重な支え手として活躍できるしくみづくりを推進していきます。

また、高齢者が継続して健康づくりや介護予防に向けた取り組みを行えるよう、体操教室等の各種プログラムを実施するとともに、高齢者の自主的な介護予防活動を支援していきます。

3 介護保険制度の適切な運営

要支援・要介護認定者の自立した生活を支えるため、介護保険制度を適切に運営します。また、介護サービスの更なる充実を図るため、ニーズに応じたサービスを安定的に提供できる体制を整備します。

4 認知症施策の推進と医療・介護の連携強化

認知症初期集中支援チームの活用、認知症サポーター養成講座の開催、地域での見守りネットワークの構築、医療・介護の連携強化など、認知症の人とその家族等を地域全体で支える体制づくりを推進します。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、健康づくりや介護予防、福祉に対する認識を持ち、ライフステージに対応した生涯設計を立て、主体的に生活します。

■事業者

事業者は、必要な介護人材を確保・育成するとともに、各種サービスの質の向上に努め、適切な介護サービスを提供します。

■地域団体等

地域団体は、それぞれの特性を活かし、自主運営と活動強化、人材育成と定着、地域や多職種と連携します。

政策4 つながりで地域のしあわせを育むまち

主な事業

高齢者支援総合センター運営事業等

高齢者の総合相談窓口として認知症、介護予防、権利擁護、介護保険サービスの利用、頼れる身寄りがない高齢者の抱える課題等の相談に応じるほか、高齢者の興味に応じた支援を行い、孤立防止と社会参加の促進を図ります。

在宅医療・介護連携推進事業

相談窓口設置、多職種連携研修、ハンドブック作成、情報共有ツール導入など、医療と介護の連携強化を通じて、切れ目のない在宅療養支援体制の構築を図ります。

公益社団法人墨田区シルバー人材センター運営支援事業

公益社団法人墨田区シルバー人材センターに対し、高齢者の就労拡大や、家事援助サービス事業の円滑な運営ができるよう支援します。

介護人材確保対策事業

介護人材不足対策として、介護職員の育成及び新規就労を促すとともに、介護職員の離職防止策を講じ、介護サービス提供事業者の職員の充足及び介護現場の生産性向上を図ります。

介護予防普及啓発事業

筋力向上や栄養改善、口腔ケアなどの各種プログラムを実施することで、介護予防の必要性を普及啓発するとともに、事業への参加をきっかけに通いの場で取り組みを継続できるよう支援します。

老人クラブ運営支援事業

それぞれの老人クラブや墨田区老人クラブ連合会への支援を通じて、健康づくり、生きがいづくり、地域の支えあい活動等を推進します。

認知症施策推進事業

認知症検診の実施や初期集中支援チームの設置、地域支援推進員の配置を行うほか、サポーター養成講座の開催、認知症カフェの運営支援、新しい認知症観の普及啓発など、認知症の人とその家族等を地域全体で支える体制づくりを推進します。

高齢者入所施設整備支援事業

在宅での生活が困難となった要介護者等のために、特別養護老人ホーム等の整備を支援します。また、認知症の方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症高齢者グループホームを支援します。

関連計画

- ◆ 墨田区地域福祉計画
- ◆ 墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画

施策4-3 障害のある人が地域の中で輝いて生きるしくみをつくる

2035年のすみだ

- すべての人がお互いに尊重しながら、住み慣れた「すみだ」で地域社会の一員として暮らしています。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、共に暮らし、学び、働く体制が整備され、生きがいを感じながら日常生活を送っています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035年)	データ出所
自立支援給付支給 決定者数	2,048人 (2024(令和6)年)	2,226人	2,386人	所管課データ
障害児通所支援受 給決定件数	1,917件 (2024(令和6)年)	1,975件	2,025件	所管課データ
すみだ障害者就労 支援センター登録 者の新規就職者数	63人 (2024(令和6)年)	69人	74人	所管課データ
日常生活を送るう えで障害の状況にあ った「配慮を受けられ ずに困ることはない」 と思う区民の割合	51.8% (2025(令和7)年)	70.0%	75.0%	所管課データ

関連するSDGs
のゴール

現状と課題

現状

- 国が定める「第5次障害者基本計画」では、障害者の意思で社会参加し、能力を発揮できるよう支援するとともに、社会的な障壁を取り除き、自己実現できる社会をめざすこととしています。
- すべての人が個性を尊重しあいながら、共に地域で生きる社会の実現のため、障害者総合支援法に基づく各種障害福祉サービスの提供や、障害者差別解消法に基づく啓発活動を行っています。
- 児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスなどにより、療育や支援が必要な児童に集団生活への適応訓練、生活能力の向上のための訓練等を実施しています。
- 医療的ケア児(者)やその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を送れるよう取り組んでいます。
- 法定雇用率の上昇もあり、一般企業等で働く障害のある方はすべての障害種別で増加しており、障害者総合支援法に基づく就労支援のほか、区市町村センター事業としての就労生活支援も実施しています。
- 2024(令和6)年1月から相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業所の育成・支援等を行う、障害者基幹相談支援センターを開設しました。

課題

- 各種法令に基づく、啓発活動や情報保障の取り組みを推進していく必要があります。
- 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、そのニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備が求められています。
- こどもの発達支援において、適切な療育や支援が受けられるよう、さまざまなケースに対応できる相談体制の整備が必要です。
- 医療的ケア児(者)及びその家族が心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携体制を構築し、支援に関する施策を推進していくことが必要です。
- 働く障害のある方に対して、合理的配慮や障害特性を考慮した業務設計が十分なされず、離職につながるケースがあることから、障害のある方、企業双方への支援、ハローワーク等他機関との連携が必要です。
- 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等について、地域の実情に応じて協議できるよう、墨田区地域自立支援協議会の体制を整備することや、計画相談支援事業所の育成・支援を行うための体制の強化が求められています。

政策4 つながりで地域のしあわせを育むまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 地域生活支援の充実

障害のある人が、本人の希望する地域で自立して暮らしていくことができるよう、本人と支援者を支えるサービスの充実や、地域での暮らしを支える場づくりなど、一人ひとりの状況に応じた支援を進めていきます。

2 障害児支援の提供体制の整備

乳幼児期の段階から、一人ひとりのニーズにあった適切な支援を行っていきます。また、児童発達支援センター「みつばち園」の移転・再整備にあわせて機能強化を図り、保健、医療、障害福祉、保育、教育等他分野で連携し、療育機能の充実を含めた体制の整備を進めていきます。

3 社会参加の促進

障害の有無にかかわらず、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援します。また、障害のある人が希望する仕事に就き、安心して働き続けることができるよう支援していきます。

4 障害に対する理解の推進

障害のある人が、地域で安全・安心に暮らせるよう、障害に対する理解の促進と、合理的な配慮が進むよう、区民・事業者等への啓発に取り組みます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

障害に対する理解を深め、すべての人がお互いを理解し支えあえる地域づくりを推進します。

■事業者

障害者差別解消法に基づき、障害のある人もない人も分け隔てなく対応すると同時に、障害のある人への合理的配慮を行います。また、障害者雇用促進法に基づき、障害のある人の雇用に努めます。

■地域団体等

障害のある人の社会参加を進めるため、組織の活性化を図り、充実した支援を行います。

主な事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づく日中活動系サービス、居住系サービス等の提供により、障害のある人の日常生活と社会生活を総合的に支援します。

障害児に対する支援事業

児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスなどにより、療育や支援が必要な児童に集団生活への適応訓練、生活能力の向上訓練等を実施します。また、医療的ケア児(者)及びその家族が適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等が連携し、施策を推進していきます。

障害者就労支援事業

就労に関する相談や作業訓練、実習等を通じ、就労意欲のある障害のある人を支援し、就労後も職場定着支援を行います。また、就労意欲の向上や経済的な自立を図るため、区内障害者通所施設等の工賃向上に向けた支援を行います。

障害に対する理解促進のための啓発事業

障害者差別解消法の周知や施設的环境整備、「心のバリアフリー」の普及啓発を行います。あわせて、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「手話施策推進法」に基づく障害のある人への情報保障に関する啓発を行います。

障害者グループホーム等整備支援事業

障害のある方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホーム等の整備を支援します。

関連計画

- ◆ 墨田区地域福祉計画
- ◆ 墨田区障害福祉総合計画

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

2035年のすみだ

- 区民の健康な暮らしを支えるため、区や関係者、企業等の連携のもと、効果的な取り組みが行われています。
- 誰もが自分にあった方法で主体的に健康を維持・増進しています。
- 感染症や医療に関する情報を得て、区民一人ひとりが正しい選択ができています。
- 区民が必要な時に適切な医療や支援を受けることができます。

政策の体系

施策5-1 ライフコースにあわせた健やかな暮らしを支えるしくみをつくる

- 1 健診・健康づくりの推進
- 2 総合的ながん対策
- 3 自殺対策
- 4 親と子の健康づくり

施策5-2 安全・安心な保健・医療体制を確立する

- 1 感染症対策(予防接種含む)
- 2 生活衛生の向上
- 3 地域保健・医療体制の整備
- 4 健康危機管理体制の整備

区の現在の状況

- 本区では、「健康長寿日本一のまち」の実現をめざす「すみだ健康づくり総合計画」や「墨田区がん対策推進計画」の策定・改定を行い、生活習慣病やがん等の疾病について正しい知識を持ち健康づくりに取り組むことができるまちづくりを推進しています。
- すみだ保健子育て総合センターの機能を活かし、保健・子育て・教育の3つの機能を「つなぐ」、各部門の職員が「つながる」ことで、多様化・複雑化するさまざまな相談に応じ、保健・子育て・教育の3部門が一体となって個々の状況に応じた適切な支援を行っています。
- 区内病院の看護師等との連絡会や区内病院検査科との研修を通じた協力関係、災害発生時等の医療体制の整備など、平時から有事に備えて医療機関との連携強化に努めています。
- 区、関係機関、民間団体・企業、区民が自殺対策についての共通理解を深め、気づきを支援につなげられるよう、ネットワーク会議やゲートキーパー研修、リーフレットの配布等を通じて、相談対応能力向上および適切な相談先の紹介など知識や情報の共有に努めています。

解決すべき課題

- がんや心疾患、脳血管疾患は区民の主要な死亡原因となっており、がんの死亡率やメタボリックシンドローム該当者の割合を減少させていくため、がん対策の推進や生活習慣病の発症予防、重症化予防に向けたさらなる取り組みが必要です。
- 少子化が進むなかで、次世代を担うこどもたちが健やかに成長していけるよう、安心してこどもを産み、育てられる家庭や地域の環境づくりが求められています。そのため、妊娠前から心身の健康をサポートし、安心して子育てできる環境づくりをめざします。
- 感染症の拡大や新興感染症発生時においては、区民の命と健康を守るため、迅速で的確な対応が求められます。感染症の流行拡大防止や早期探知するための取り組みを強化するとともに、関係機関との連携のもと、体制づくりの強化が求められています。
- 自殺は複合的な要因により追い込まれた末に生じる、誰にでも起こり得る危機です。各種相談窓口や支援事業の効果的な周知・連携を強化すると同時に、これまでに築いてきた人と人、地域や行政、関係機関とのつながりが自殺対策のためのセーフティネットであるという認識を改めて社会全体で共有し、機能させていくことが求められています。

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

施策5-1 ライフコースにあわせた健やかな暮らしを支えるしくみをつくる

2035年のすみだ

- 区民は生活習慣病等の発症予防、早期発見・早期治療、重症化の予防に努め、積極的に健康づくりに取り組んでいます。
- 区民の健康な暮らしを支える環境づくりやがん、自殺対策について、区や関係者、企業等の連携のもと、効果的な取り組みが行われています。
- 妊娠・出産から切れ目のない包括的な親と子の健康づくりの支援を受けることができ、安心して子どもを産み、親と子が健やかに過ごしています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
65歳健康寿命(東京保健所長会方式) ※1 (要介護2以上 男女別)	65歳健康寿命 男性 82.39 歳 女性 85.90 歳 65歳平均障害期間※2 男性 1.65 年 女性 3.26 年 (2023(令和5)年)	65歳平均余命の増加 分を上回る健康寿命の 増加 (65歳平均障害期間の 減少)	65歳平均余命の増加 分を上回る65歳健康 寿命の増加 (65歳平均障害期間の 減少)	東京都調査データ
がんの75歳未満年齢調整死亡率(男女別)※3	男性 71.8% 女性 44.7% (2023(令和5)年)	男性 65.4%未満 女性 50.2%未満 (2028(令和10)年)	男性 65.4%未満 女性 50.2%未満	東京都調査データ
自殺死亡率 (人口10万対)	16.5 (2024(令和6)年)	15.2	13.8	国調査データ
こにちは赤ちゃん訪問実施率	97.5% (2024(令和6)年)	98.0%	99.0%	所管課データ
産後、退院してから 1か月程度の間、 助産師や保健師等 から指導・ケアを十分に 受けることが できた割合	80.2% (2024(令和6)年)	83.0%	85.0%	所管課データ

※1 介護を必要とせず、健康で日常生活を支障なく送ることができる年齢のこと。65歳の方が、何らかの障害のために介護保険の認定を受けるまでの状態を健康と考え、要介護(支援)認定を受ける年齢を平均的に表すもの。本指標では、要介護2の認定を受けるまでの年齢を用いている。

※2 65歳の方が、平均してあと何年生きられるかの期待値である65歳平均余命と65歳健康寿命の差。

※3 年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように、年齢構成を調整した死亡率を年齢調整死亡率という。一般にがんによる死亡率を算出する際には、高齢化の影響を除外するため、75歳以上の死亡を除いた75歳未満年齢調整死亡率が用いられる。

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国は2024(令和6)年度から「21世紀における第3次国民健康づくり運動(健康日本 21(第3次))」を展開し、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、①健康寿命の延伸・健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの4つの基本的な方向性を定め、健康づくりを推進しています。
- 「健康」に関する区民アンケート調査によると、主観的健康観について、「自分を健康だと思う」又は「まあ健康だと思う」という回答が7割程度にのびります。しかし、メタボリックシンドロームの割合や高血圧、糖尿病等に起因する疾患による死亡率は東京都の平均値と比べて高い状況にあります。
- 本区では、「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、生活習慣病対策として、健診受診率の向上や健診結果に基づく特定保健指導等の実施、健康づくりに向けた普及啓発や身体活動量や野菜摂取向上の取り組みを推進しています。
- 2025(令和7)年3月に「第2期墨田区がん対策推進計画」を策定し、「がん予防」「がんとの共生」「基盤の整備」の3つを柱とし、総合的ながん対策に取り組んでいます。
- 2019(平成31)年に「墨田区自殺対策計画」を策定し、2026(令和8)年までに自殺死亡률을2015(平成27)年と比べて30%減少させることを目標に、全庁的な連携による生きることへの包括的な支援として取り組み、2024(令和6)年の自殺死亡率は2015(平成27)年に比べて減少しました。
- 妊娠期からの母子保健と児童福祉の一体的な支援として、各種の伴走支援を行うとともに、乳幼児健診などを通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進や虐待の未然防止に包括的に取り組んでいます。

課題

- 今後一層高齢化が進行していくなか、人生100年時代にあって、自分らしくいきいきと暮らしを続けていくために、心身の健康づくりへの取り組みが重要となります。また、データを活用した健康づくり(データヘルス)を進めることや、ICTの利活用により、より効果的な健康づくりに向けた働きかけを進めていく必要があります。
- 本区の国民健康保険特定健診受診率は23区内でも上位にあります。特定保健指導を受ける人の割合は1割程度に留まっています。生活習慣病等の健康リスクが高い人への健康づくりに向けた取り組みを進めていく必要があります。
- がんの75歳未満年齢調整死亡率は男女ともに減少傾向にありますが、がんは区民の死因の第1位であり、約4人に1人はがんで亡くなっている状況のため、引き続き取り組みが求められます。
- 自殺死亡率が2022(令和4)年以降緩やかな上昇傾向にあるとともに、自殺者の年齢構成(割合)では40歳未満および70～79歳において国や都と比較して高くなっています。自殺対策基本法の改正を踏まえ、こども・若者の自殺対策を更に推進していく必要があります。
- こども家庭センター機能を整備し、妊娠期からの一体的支援を開始しましたが、より専門的な対策の実施など、支援内容の一層の充実を図るため、関係部門の連携に向けた更なる体制整備が必要となっています。

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 健診・健康づくりの推進

健康診査や歯科健康診査の実施、健診結果に基づく特定保健指導の実施を引き続き進めていくほか、データやICTを活用した身体活動量向上、健康づくりに関する普及啓発等の健康寿命延伸に向けた取り組み、すみだらしい食育の推進を図っていくなど、区と関係者、企業等が連携して区民の健康な暮らしを支えるしくみづくりに取り組んでいきます。

2 総合的ながん対策

「がんによる死亡の減少」と「がん患者の療養生活の質の向上」に向け、がんのリスクとなる要因に対する科学的根拠に基づくがん予防や、がん検診受診率の向上、相談支援・情報提供の充実や在宅緩和ケアの推進などの取り組みを行っていきます。

3 自殺対策

「ひと・まちつながり いきるを支える 墨田区自殺対策計画(第2次)」に基づき、人や地域のつながりが自殺のセーフティネットとして機能し、生きることを支える力になるよう、行政をはじめ関係機関等の連携・協働により自殺対策を推進します。

4 親と子の健康づくり

部門間の連携による妊娠期から切れ目のない支援の充実を図り、妊娠届出時等の早期から母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、自分の健康に関心を持ち、生活習慣病等の予防や病気の早期治療に努めるほか、身体的・精神的な不調や不安、子育ての悩みなどを抱え込まずに相談します。

■事業者

健康診断の受診の推進等、働く人の健康づくりやワークライフバランス等への取り組みによる妊娠、育児への支援に取り組みます。

■地域団体等

地域全体で、妊娠・出産・育児のサポートや、がんなどの疾病やこころの悩みなどを抱えた際のお互いの支えあいを行います。

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

主な事業

健康診査事業・歯科健康診査事業

生活習慣病の予防と早期発見、口腔と全身の健康保持のため、特定健康診査や若年区民健康診査、75歳以上の健康診査、生活習慣病予防健康診査、ライフコースにあわせた歯科健康診査等を実施します。

がん対策事業

がんの予防や早期発見、療養生活の質の向上を図るため、「第2期墨田区がん対策推進計画」に基づき、がんのリスクの減少や科学的根拠に基づくがん検診、がんに関わる相談支援や情報提供の充実等の取り組みを実施します。

食育推進事業

食育推進計画に基づき、区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大学等と区の協働で、すみだらしい食育を推進します。

自殺対策事業

ネットワーク会議やゲートキーパー研修、自殺対策強化月間啓発事業による区民への啓発と周知、自殺未遂者支援やかかりつけ医と精神科医の連携事業のほか、小・中学生へのSOSの出し方に関する授業の実施支援等に取り組みます。

産後ケア事業

産後1年未満の母子等を対象に宿泊型、外来型、訪問型、日帰り型の産後ケア等を実施し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進します。

乳幼児健康診査・相談事業

各種健康診査を実施し、乳幼児の成長発達の支援や疾病等の早期発見・早期治療につなげます。また、保護者や乳幼児に適切な支援を行うとともに、発達段階の情報が将来の支援に生きるよう、関係機関との連携のしくみづくりを行います。

5歳児健康相談の充実

5歳児健康診査の実施に向け、発達・発育チェック機能の充実を図り、早期対応につなげます。

関連計画

- ◆ すみだ健康づくり総合計画
- ◆ 第2期墨田区がん対策推進計画
- ◆ ひと・まちつながり いきるを支える 墨田区自殺対策計画(第2次)
- ◆ 墨田区食育推進計画

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

施策5-2 安全・安心な保健・医療体制を確立する

2035年のすみだ

- 健康危機管理体制が整備されており、医療関係者や区民一人ひとりが感染症を拡大させない適切な行動をとっています。
- 適切な情報が共有されていることにより、食品や医薬品等に起因する健康被害にあうことなく、すべての区民が安全な生活環境で暮らしています。
- 医療と介護の適切な連携により、さまざまな健康課題に対して切れ目のない支援が行われ、すべての区民が住み慣れた地域で質の高い医療・保健サービスを受けることができます。
- 大規模災害や感染症等が発生した場合においても、すべての区民が健康と生命を守る正確な情報を得ることができ、適切な行動をとることができます。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
帰宅時と食事の どちらも手を洗っ ている割合	56.3% (2024(令和6)年)	60.0%	70.0%	所管課データ
区内飲食店等で発 生した食中毒発生 件数	2 件 (2024(令和6)年)	0 件	0 件	所管課データ
災害対応訓練参加 者数	202 人 (2024(令和6)年)	250 人	300 人	所管課データ
在宅療養を希望す る人のうち、実現可 能だと思う65歳以 上の区民の割合	30.6% (2022(令和4)年)	32.0%	35.0%	所管課データ

関連するSDGs
のゴール

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

現状と課題

現状

- 改正感染症法により、保健所設置市等は都道府県の計画を踏まえて、予防計画を策定することとされ、「墨田区感染症予防計画」を策定したほか、東京都の計画の見直しを踏まえ、「墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定するなど、感染症対策の一層の充実を図っています。
- 本区では、感染症の予防・まん延防止のため、予防接種の着実な推進、感染症に対する知識の普及啓発・相談事業を実施してきました。また、区職員や医療機関の協力・連携により、感染症対応訓練の実施など、地域連携体制を整備してきました。
- 区内公衆浴場等の施設や医薬品、動物等に由来する重大な健康被害は発生していませんが、食中毒事故は時々発生しています。
- 区内の住宅宿泊事業、旅館業の施設が急増し、その不適切な管理による区民の生活環境への悪影響を防止するため、「墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」の制定、「旅館業法施行条例」を改正し、それぞれ2026(令和8)年4月から施行されています。
- 医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師・医療ソーシャルワーカー等の医療関係者とともに会議体を設置し、医療体制の構築等、課題解決に向けたさまざまな検討を進めています。
- 災害発生時に備え、災害時医療救護活動マニュアルを更新しながら、緊急医療救護所設置訓練を重ね、医療機関との連携を密にしています。また、災害時に必要となる医薬品や医療資器材を整備しています。

課題

- 平時においては、サーベイランス※の実施や手洗いの励行などの感染予防方法の啓発等により感染症対策を引き続き行っていくとともに、新興感染症発生時における関係機関との連携や保健所体制の強化等を行う必要があります。また、年々、種類が増加している定期予防接種及び任意予防接種の費用助成に関する、区民への制度等の周知徹底と区の体制強化を図る必要があります。

※感染症の発生状況を継続的に監視すること。

- 海外との人の交流や動物、食品、モノの出入りがより活発となっており、国内発生の少ない感染症や食中毒、新たな病原体が持ち込まれる可能性も高まるため、より一層の感染症対策や食品衛生対策が必要です。
- 住宅宿泊事業、旅館業の事業者が法令を遵守し、区民の生活環境への悪影響を防止するために適正な管理をしていく必要があります。
- 後期高齢者の人口が増加するなか、誰もが安心して住み慣れた地域で質の高い医療・保健サービスを24時間受けることができる医療体制の構築と人材を確保する必要があります。
- 発災直後から超急性期(72時間以内)のマニュアルは整備されていますが、72時間以降の保健活動や受援計画について整備が必要です。また、医療関係機関等との役割分担や情報共有、区民への周知にも力を入れる必要があります。

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 感染症対策（予防接種含む）

サーベイランスの実施や手洗いの励行などに関する普及啓発等による感染症の発生とまん延防止及び新興感染症発生時における危機管理体制や医療体制を強化し、区民の安全と安心を確保します。

2 生活衛生の向上

区民が利用する施設や日常生活において、食品、ペット、各種サービスなどによる健康被害の発生を防ぐため、食生活の安全確保や衛生的な環境の確保ができるよう、区民への普及啓発や生活衛生関係営業施設等の事業者指導に取り組めます。

3 地域保健・医療体制の整備

高齢化に伴う労働力不足を見据え、住み慣れた地域で必要な医療が受けられる在宅療養体制を構築するとともに、医療関係者の人材不足に備えた取り組みを推進していきます。

4 健康危機管理体制の整備

大規模災害や感染症等に対し、健康危機の発生を未然に防止する体制づくりを行うとともに、健康危機管理事象が発生した場合には、その規模を把握し、健康被害の拡大防止、患者の医療の確保を行うなど、危機管理体制を充実していきます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

日頃から保健や医療等への関心や健康危機管理の意識をもち、必要な情報の収集や共有に努め、適切な選択ができるように準備します。

■事業者

区民が安心して保健医療福祉サービスを受けることができるよう、社会的な責務を果たします。

■地域団体等

日頃から行政情報を共有し、健康危機に対して迅速に連携する体制を整備します。

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

主な事業

感染症発生時のまん延防止対策

感染症発生時は、法令等に基づき、速やかに患者に対して調査等を行うとともに、関係機関と連携し、拡大防止を図ります。また、学校欠席者・感染症情報システムや高齢者施設感染症情報収集システムを活用することで集団発生を早期に探知し、感染拡大を防止します。

予防接種事業

平時においては、定期予防接種の個別勧奨や任意予防接種の公費負担を通じて予防接種率の向上を図ります。新興感染症発生時には、迅速に臨時接種の対応を行います。

生活衛生営業施設の監視指導

飲食店などの食品取扱施設や、理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場などの生活衛生営業施設の立入検査を実施し、食中毒や利用者の健康被害の発生を防止するための指導や検査を行います。

また、増加する民泊施設等について、違法民泊の取締りや事業の適正な運営を確保するため、監視指導の強化を行います。

感染症等についての普及啓発

感染症や食中毒の予防についての正しい知識や最新情報、予防方法等について、区報や区ホームページ等の情報媒体を活用して区民に情報提供するとともに、日頃から身近なところで健康管理ができるよう、かかりつけ医等を持つことを促進します。

医療連携推進事業

区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療連携のしくみを構築・推進するため、墨田区医師会をはじめとする区内の医療関係者等との協働により、医療連携推進事業を実施するとともに、医療関係者の人材確保の検討を進めます。

災害時医療救護活動の体制整備事業

医師会をはじめとした医療関係機関との協議を踏まえ、災害時医療救護活動マニュアルを更新し、災害時に必要な医薬品や医療資器材を整備するとともに、災害対応訓練を実施し、体制強化を図ります。

関連計画

- ◆ すみだ健康づくり総合計画
- ◆ 墨田区感染症予防計画
- ◆ 墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画

政策6 こどもの可能性が広がるまち

2035年のすみだ

- 常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」が実現しています。
- 妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の中で、家庭や地域社会がこどもの権利を大切にしながらこどもやこどもの育ちを見守り、支えることで、すべてのこどもが希望にあふれ健やかに育っています。
- こどもたち一人ひとりが、将来に向かって夢と希望を持つことができ、具体的に社会で活躍する自分の未来像を思い描くことができる環境の中で育ち、自ら目標を立てて挑戦することができるようになっていきます。

政策の体系

施策6-1 必要な子育て支援サービスを適切に利用でき、こどもの健やかな育ちを支える環境をつくる

- 1 こどもまんなかすみだの推進
- 2 こどもの居場所づくり
- 3 教育・保育環境の整備と多様なニーズに対応した保育の充実
- 4 子育てにかかる負担の軽減、不安解消

施策6-2 こどもと親がともに安心して暮らせるまちをつくる

- 1 切れ目のない一体的支援体制の構築
- 2 児童虐待防止と要保護児童支援の体制強化
- 3 こどもの食支援等に取り組む区内団体の支援
- 4 貧困の連鎖防止の支援
- 5 若者の健全育成支援と社会的自立への支援

施策6-3 意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育む

- 1 学習環境の整備、教員の資質・能力及び学校教育力の向上
- 2 児童・生徒の心と体の健全育成及び社会的自立の支援
- 3 良好な教育環境づくり
- 4 学校と地域との連携、家庭教育の推進

区の現在の状況

- 本区における合計特殊出生率は、2018(平成30)年から減少傾向にあり、2023(令和5)年度時点で0.98と、全国平均の1.20、東京都全体平均の0.99に比べ低くなっており、少子化に歯止めがかかっていません。そうしたなか、区では2025(令和7)年3月に「墨田区こども条例」を制定し、こどもの大切な権利を守るとともに、こどもの権利等に関する考え方を区全体で共有することで、地域社会全体でこどもの健やかな成長を支えていくこととしています。
- 区内の保育施設の待機児童が概ね解消する中で、安全で安心な教育・保育環境の重要性が高まっています。また、共働き世帯の増加等の社会情勢の変化に伴い、保護者のニーズは多様化しています。
- こども・子育て・教育を取り巻く環境は複雑・多様化し、核家族化や共働き世帯の増加による地域コミュニティの希薄化、こどもの居場所づくり、児童虐待、こどもの貧困やヤングケアラーの問題のほか、いじめ・不登校の増加、SNSの普及によるネットリテラシーや体力低下など、さまざまな課題への対応が求められています。
- 児童・生徒の夢と希望の実現に向けて確かな学力の定着と向上を図るために、「すみだ教育指針」及び「墨田区学力向上新3か年計画」に基づき、基礎・基本の定着、発展的な学習の展開、読解力向上等の取り組みを推進しています。
- 学校施設の老朽化が進んでいることに加え、バリアフリー化、安全対策など、学校施設に求められる機能も変化してきています。

解決すべき課題

- 誰もが安心して出産・子育てができるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない子育て支援サービスの充実を図るとともに、情報発信の強化、DXによるサービスの向上など、すべての子育て家庭にとって子育てしやすい環境づくりが必要です。
- こどもの権利を尊重し、地域全体でこどもの健やかな成長を支える取り組みの推進が求められています。
- 人員の適正配置や環境の整備により、より質の高い安全安心な保育を実施する必要があります。また、安心して子育てできる環境として、多様なニーズに対応した保育の充実が求められています。
- こどもが自分らしく心豊かに育つことができるため、こどもが安心して過ごせる居場所づくりや体験機会の充実が必要です。また、配慮が必要なこどもや家庭への適切な支援体制の構築や地域全体で見守るしくみづくりが求められます。
- 確かな学力の定着と向上を図るため、学習意欲、コミュニケーション能力や当事者意識など、非認知能力の育成も重要です。学校教育はもちろん、地域との交流や家庭での習慣など、学校、地域、家庭が連携して取り組んでいくことが重要です。
- GIGAスクール構想に基づき、こどもたちの主体的・対話的で深い学びを実現していくために、ICT環境の整備と、教員のICT活用能力向上、効果的な授業方法のさらなる改善が必要です。
- 学校施設の計画的な改築・改修、バリアフリー化、安全対策の強化など、安全で安心できる教育環境の整備が求められます。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

施策6-1 必要な子育て支援サービスを適切に利用でき、こどもの健やかな育ちを支える環境をつくる

2035年のすみだ

- すべての子育て家庭が子育て支援サービスを安心して利用でき、孤立することなく地域全体で支えられながら、笑顔で楽しく子育てしています。
- 乳幼児期における教育・保育の質とサービスが向上し、こどもの権利が尊重され、安全で健やかに成長できる保育環境が実現しています。
- すべてのこどもが安心して過ごせる居場所が充実し、さまざまな体験を通じて自分らしく心豊かに成長できる環境が整っています。
- こどもの権利に対する理解が地域全体で深まり、すべての家庭で子育てをしやすい環境が実現しています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
区の仕事の満足度 (保育サービスなどの 子育て支援)	0.23 点 (2024(令和6)年)	0.3 点	0.35 点	住民意識調査
『こどもの権利』が しっかりと守られて いる」と感じる「小 学生の保護者」の割 合	46.0% (2023(令和5)年)	50.0%	55.0%	所管課データ
「こどもの豊かな育 ちを育む場・機会が 充実している」と感 じる保護者の割合	66.1% (2023(令和5)年)	80.0%	85.0%	所管課データ

関連するSDGs
のゴール

政策6 こどもの可能性が広がるまち

現状と課題

現状

- 2023(令和5)年4月にこども基本法が施行され、同年、国はこども大綱を策定、都においても2023(令和5)年1月に「こども未来アクション」を策定し、以降、毎年更新するなど、こどもまんなか社会の実現に向け動き出しています。
- 本区では、2023(令和5)年10月に「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を作成し、「こどもまんなかすみだ」の実現を掲げました。さらに、「墨田区こども条例」の制定や「墨田区こども計画」の策定を通じて、こどもの権利を守り、こどもの体験機会の確保等を含め、地域社会全体でこどもの健やかな成長を支える体制づくりを進めています。
- 共働き世帯の増加などに伴い多様化する子育て世帯のニーズに対応するため、交流の場や相談窓口の開設、家事・育児支援等のさまざまな子育て支援サービスを実施しています。
- 墨田区子ども・子育て会議において、乳幼児に対する教育・保育の重要性が議論されており、特に教育・保育の質の向上が重要な課題として答申に示されています。
2025(令和7)年3月に「墨田区不適切保育防止のためのガイドライン」を策定し、誰にとっても安全で、より豊かな保育環境づくりに取り組んでいます。
- 区内に12館の児童館と69室の学童クラブを設置し、こどもの居場所としての役割を果たしています。児童館は、年間延べ約65万人(2024(令和6)年度実績)が利用しており、これらの施設を通じて、こどもたちが安心して過ごし、こどもを健全に育成できる環境づくりを推進しています。

課題

- 「墨田区こども条例」の理念の浸透を図り、こどもの人権意識向上のための啓発活動を進めるとともに、配慮が必要なこどもの声を聴き、対話を重視した施策展開が必要です。「墨田区こども計画」に基づく取り組みの着実な実施と、多様化するニーズへの対応が求められています。
- 必要な世帯に必要なサービスを提供するため、妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化と、オンライン申請の拡充や相談窓口の充実など、よりアクセスしやすい環境整備が求められます。
- 保育現場の安定的な運営に向けて、教育・保育の環境づくりとあわせて、保育士等の人材確保・育成・定着を図っていく必要があります。また、多様な就労形態やニーズに対応したサービスの充実も求められています。
- 老朽化した児童館については、計画的な更新や改修が必要です。また、学童クラブでは、利用を希望しているものの入室できない児童が生じており、受入れ体制の拡充が求められています。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 こどもまんなかすみだの推進

「墨田区こども条例」の浸透と定着を図るとともに、こどもや子育て家庭等の意見・視点を意識し、こどもに対して誠実な説明と対話をしながら、「墨田区こども計画」に定められた各取り組みを着実に推進します。

2 こどもの居場所づくり

老朽化した児童館の計画的な更新や改修を進めるとともに、放課後子ども教室等とも連携しながら、多様なこどもの居場所づくりを進めます。また、児童館や公共施設の改築等に合わせた学童クラブ室の設置や、民間学童クラブへの支援等を進めることで、待機児童の解消を図ります。

3 教育・保育環境の整備と多様なニーズに対応した保育の充実

人材・施設整備・施設運営のそれぞれの面からこどもへの質の高い安全安心な保育環境の確保を図るとともに、保育と療育を一体的に行うインクルーシブ保育など、さまざまなニーズにあわせ、どんなときも安心して利用できる保育環境の充実を図ります。

4 子育てにかかる負担の軽減、不安解消

各種子育て支援サービスの充実やオンライン申請を拡充してサービスを利用しやすくするとともに、乳幼児と親の交流の場の提供や子育て相談事業を実施するなど、子育てにかかる負担の軽減や不安の解消を図ります。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

保護者はこどもを大切な存在として受け入れ、こどもが愛されて育つことができるようにします。また、区民等は、地域社会全体でこどもの育ちを支え、見守り、こどもの権利を守るよう協力します。

■事業者、地域団体等

こどもが育ち学び、活動するために利用する「育ち学ぶ施設」の関係者は、こどもが安全で安心して過ごすことができる居場所となり、学び、遊び、活動する機会を作ります。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

主な事業

「こどもまんなかすみだ」推進事業

「墨田区こども条例」の理念を地域に浸透させるとともに、こどもや子育て家庭の声を積極的に聴き、その意見を反映させる取り組みを推進します。

東駒形保育園等複合施設整備事業

東駒形保育園をはじめ、学童クラブや児童発達支援センター(みつばち園)が複合化された施設を整備し、保育と療育の連携を図るなど、発達支援機能の強化を含め、一人ひとりのニーズにあった最適な支援を提供できる、こどもを中心とした福祉施設を整備します。

公立保育園改築・改修事業

公共施設(建物)長期修繕計画等に基づき、計画的に公立保育園の修繕工事を行います。

文花児童館等再整備事業

旧文花小学校跡地を活用し、文花児童館を文花テニスコート管理棟と複合化して再整備し、すべてのこどもが安心して楽しく利用できる施設とするとともに、学童クラブ室も設置します。

児童館魅力アップ事業

老朽化した児童館の更新や改修を計画的に進めるとともに、地域に根ざし、地域に開かれた、切れ目のないこども・子育て拠点としての機能を維持していきます。

保育における安全・安心な環境づくり事業

こどもの安全が守られ、教育・保育施設等が適正に運営され、すべての利用者が安心して利用できるよう、子ども・子育て支援法に基づく指導検査や巡回支援等を実施し、質の高い保育環境の確保を図ります。

子育て支援サービスの充実

妊娠期から子育て初期の家庭に対する家事・育児サポートや、乳幼児親子の交流・相談の場を提供し、子育ての負担軽減と不安解消を図り、安心して子育てできる環境を整備します。

関連計画

- ◆ 墨田区こども計画
- ◆ 墨田区児童館の在り方
- ◆ 墨田区公設保育所整備計画

政策6 こどもの可能性が広がるまち

施策6-2 こどもと親がともに安心して暮らせるまちをつくる

2035年のすみだ

- 困難を抱えたこどもや家庭が、個々の状況に応じた適切な支援を受けられる体制が整い、未来を担うこども・若者たちが、安心して健やかに成長しています。
- 虐待の発生を予防するための支援の強化、関係機関による支援体制の確立など、地域全体での虐待防止の環境が整っています。
- 生活困窮世帯等に属するこどもたちが貧困の連鎖から脱し、社会的自立や自己実現を支援する体制が充実しています。
- 地域全体で若者の育ちを支え、豊かな人間性や社会性を身につけています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
「こどもに必要な支援が行き届いている」と思う区民の割合	62.4% (2025(令和7)年)	65.0%	70.0%	区民アンケート調査
『こどもの権利』がしっかりと守られていると感じる「中学生・高校生」の割合	44.5% (2023(令和5)年)	50.0%	55.0%	所管課データ
虐待通告及び養育相談を受けた児童のうち、養育環境が改善した児童の割合(終結率)	62.5% (2025(令和7)年)	63.0%	65.0%	所管課データ

関連するSDGs
のゴール



政策6 こどもの可能性が広がるまち

現状と課題

現状

- 国では「こども未来戦略」に基づく「地域こどもの生活支援強化事業」が開始され、地域の実情を踏まえ、さまざまな場所の活用を促し、安全安心で気軽に立ち寄ることができるこども食堂等を通じて、支援が必要なこども等を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげるしくみの整備が進められています。
- 2022(令和4)年に児童福祉法等の一部が改正され、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が義務となり、本区においても、2024(令和6)年に「こども家庭センター」を機能設置しました。
- 子育て支援総合センター内には、東京都児童相談所職員が定期的に業務を行う「都区共同サテライトオフィス」を設置し、児童相談体制を強化しているほか、「墨田区要保護児童対策地域協議会」を設置し、子育て機関と地域のネットワークの構築により、虐待を受けているこどもを早期に発見し適切な支援につなげています。また、都立児童相談所の誘致に向けた取り組みを進めています。
- 2022(令和4)年度に実施された「東京都こどもの生活実態調査」において、調査対象であった墨田区の小学5年生、中学2年生、16～17歳のこどもがいる世帯では、約5人に1人が生活困窮・周辺層※であることや、生活困窮・周辺層ではひとり親世帯の比率が高いことが分かっています。
※都の調査において、こどもの生活における「生活困難度」を、「低所得」、「こどもの体験や所有物の欠如」、「家計の逼迫」の3つの要素から捉え、2つ以上該当する世帯を「困窮層」、1つ該当する世帯を「周辺層」と分類している。
- 地域で若者の健全育成・非行防止活動に取り組む各種団体に対し、行政が連携・支援を行い、青少年の成長を支えています。

課題

- 物価高騰の影響により、支援が必要なこども等に食と居場所を提供し、地域交流の場となるこども食堂等の取り組みが継続できないおそれがあります。運営等の支援の推進や、必要な家庭に情報を届けるため、周知・広報を図っていく必要があります。
- 妊娠期からの切れ目のない支援の充実のため、地域で子育て支援活動を行う団体などの社会資源を育成するとともに、より密接な連携を図り、「こども家庭センター」の機能を強化していくことが求められています。
- 「墨田区要保護児童対策地域協議会」を中心とした地域のネットワークを強化し、要保護児童、ヤングケアラー等の早期発見、事態の深刻化防止と、早期の解決に向けた取り組みを進めるとともに、その実施体制を充実させる必要があります。
- 生活困窮世帯ほど、こどもが塾や習い事に通えておらず、「大学進学を希望しない」こどもも相対的に多い傾向があります。生まれ育った環境に左右されない支援体制を整備し、こどもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。
- 若者を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じた取り組みを進めていく必要があります。また、地域人材の確保と育成が課題となっています。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 切れ目のない一体的支援体制の構築

児童福祉、保健、心理などの多職種が連携した支援体制と地域の社会資源のネットワークを強化し、こども家庭センターを中心とした切れ目のない一体的支援体制を構築します。

2 児童虐待防止と要保護児童支援の体制強化

地域の社会資源や関係機関との連携を強化して、地域全体で児童虐待の未然防止に取り組むとともに、要保護児童等への適切な支援と啓発活動を推進します。

3 こどもの食支援等に取り組む区内団体の支援

支援が必要なこどもたちに食と居場所を提供する取り組みを行っている民間団体等が持続的に活動できるよう、運営等の支援を行います。

4 貧困の連鎖防止の支援

生活困窮世帯等のこどもを対象に、学習支援、体験格差の是正や生活支援などを行う事業を実施し、貧困の連鎖を防止します。

5 若者の健全育成と社会的自立への支援

地域と行政が連携した青少年健全育成事業を推進していくため、地域で取り組む団体等の活動を支援していきます。また、すべての若者の社会的自立をめざすため、居場所づくりを含めた多様な体験や交流、活動できる場と機会の充実などに取り組んでいきます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、通告義務に従い児童相談所、子育て支援総合センター及び警察へ通告するほか、地域での見守りを行います。

■事業者、地域団体等

「墨田区要保護児童対策地域協議会」の関係機関や若者の健全育成に取り組む団体との連携をより強化し、積極的に連携・協働を進めます。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

主な事業

こども家庭センター―一体的支援事業

児童福祉部門と母子保健部門の一体的支援体制による積極的な支援を行うとともに、地域の社会資源と連携した適切なサポート体制を整備し、児童虐待の未然防止を徹底する予防的支援を推進します。

児童虐待防止推進事業

「墨田区要保護児童対策地域協議会」の機能を強化し、支援が必要な家庭の情報を収集して、早期に必要な支援につなげる取り組みを行います。

子どもの未来応援事業

こどもたちへの食の提供や、適切な支援機関へつなぐ取り組みを実施している区内のこども食堂や地域食堂、フードパントリー等に対して支援を行うことで、食支援団体の利用促進を図ります。

こどもの学習・生活支援事業

「貧困の連鎖」を防止するための取り組みとして、生活困窮世帯等のこどもに対し学習支援を中心としながら、日常生活の支援、保護者への養育支援等を行い、こどもの将来の自立に向けたきめ細やかで包括的な支援を実施します。

青少年委員・青少年育成委員会活動支援事業

青少年委員と青少年育成委員会の活動を支援し、地域団体の育成、青少年の健全育成・非行防止事業の推進を図ります。

関連計画

◆ 墨田区こども計画

政策6 こどもの可能性が広がるまち

施策6-3 意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育む

2035年のすみだ

- 学習環境が整備され、児童・生徒が意欲的に学習し、確かな学力を身につけています。
- 一人ひとりのこどもが、自分の個性をのびのびと発揮し、心身ともに健全な状態で生活を送っています。
- 区立学校が、こどもたちにとって安全であり、安心していきいきと学ぶことができる集団生活の場であるとともに、地域住民にとってもさまざまな交流の拠点となっています。
- 家庭、地域、学校が協働でこどもの育ちを支えており、こどもも地域社会の中で健やかに育っています。
- ICTを活用し、自ら興味・関心を高め、楽しく学ぶための環境が整っています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
学習状況調査で「いつも、こつこつ学習している」と回答している小学校6年生(上段)及び中学校3年生(下段)の割合	64.1% 62.9% (2024(令和6)年)	66.0% 66.0%	70.0% 70.0%	所管課データ
「区立小中学校が地域と十分に連携している」と評価する区民の割合	61.2% (2025(令和7)年)	70.0%	75.0%	区民アンケート調査
「学校施設の快適さ」に対する児童・生徒・教職員の総合満足度	73.7% (2025(令和7)年)	77.0%	80.0%	所管課データ

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 「墨田区学力向上新3か年計画」等に基づき、児童・生徒の非認知能力を向上させ、確かな学力を身につけさせるための取り組みを進めています。学習状況調査の結果から、児童・生徒の学力は着実に定着しています。
- タブレット端末を活用した授業、学習状況、課題等について、実態に基づく指導・助言を行うとともに、協調的に教えあうジグソー学習の手法など、効果的な実践についての研究開発を推進しています。
- 心身の健やかな成長、社会的自立への支援や、長期欠席となっている児童・生徒への復帰を支援するための教育相談や教育支援を行っています。
- 2020(令和2)年度に策定した「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化を図るとともに、バリアフリー化の取り組みも進めています。
- 幅広く地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う取り組みを推進しています。
- 家族のふれあいを通じ、こどもの基本的な生活習慣や生活能力等を身につけていく家庭教育の支援を行っています。

課題

- 児童・生徒が夢や希望の実現に向けて進んでいくため、非認知能力の向上とともに、確かな学力の定着、向上を図っていく必要があります。
- タブレット端末を活用して、授業と家庭教育を連動させ、児童・生徒に「分かる・できる」をより実感させる学習のあり方について、研究を進めていく必要があります。
- 特別な支援を要する幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた対応が求められています。いじめや不登校の要因には、友人関係だけでなく、集団不適応など心の健康や学業の不振等、複数の要因が関係しており、学校や家庭、関係機関と連携していく必要があります。
- 今後、学校施設の老朽化による改築の需要が高まることから、計画的な改築を進める必要があることに加え、既存の施設についても、改修等による環境改善が必要になっています。
- 学校と地域が連携し、未来を担う子どもたちの成長を地域全体で支える社会の実現のため、地域が当事者として学校運営に参画できるしくみとして、コミュニティスクールの全校導入を進めていく必要があります。
- 家庭、こどもを取り巻く環境は常に変化し、多様化・複雑化していることから、状況に応じた情報発信や活動支援をする必要があります。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 学習環境の整備、教員の資質・能力及び学校教育力の向上

「墨田区学力向上新3か年計画」等に基づき、児童・生徒の確かな学力向上のため、学習意欲、コミュニケーション能力や当事者意識などの非認知能力の向上を図るとともに、学習環境の整備及び教員の資質・能力向上を図ります。

また、児童・生徒の学習に関する関心・意欲を高め、一人ひとりの児童・生徒に応じた教育を組織的に推進することにより、学校教育力の向上を実現するとともに、ICTを活用し、自らが興味・関心を高め、楽しく学べる環境を整えます。

2 児童・生徒の心と体の健全育成及び社会的自立の支援

区立学校では、学習指導、生活指導、保健事業・給食事業などを通じて、児童・生徒の心と体の健全育成を進めるとともに、教育センターや福祉、保健部門等と連携しながら、社会的自立の支援に向けて、自分の個性を発揮できる環境を整えます。

3 良好な教育環境づくり

児童・生徒が、安全に、安心していきいきと学ぶことができるよう、学校の施設整備・管理運営などを適正に行い、良好な教育環境をつくります。

4 学校と地域との連携、家庭教育の推進

コミュニティスクールを導入し、学校運営協議会を通して保護者及び地域住民と学校の運営にかかる情報を共有し、学校のさまざまな課題に対して連携・協力して取り組むとともに、家庭教育に関する講座の開催や家庭の教育力向上を目的とした保護者等による活動を支援します。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

学校運営連絡協議会等を通じて学校運営に参加・協力するほか、地域におけるこどもの教育や見守りに貢献するとともに、学校を拠点とした多様な交流活動に積極的に参加します。

■事業者、地域団体等

キャリア教育や体験活動などの機会を通じて、それぞれが有する教育力、教育資源を積極的に提供し、児童・生徒の確かな学力の向上に向けた支援を行います。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

主な事業

学力向上推進事業

探究的な学習やジグソー学習の取り組み等、「目に見える学力」と相関の強い非認知能力の育成を通じて、児童・生徒の学力向上を図ります。

教職員の研修では、各教員の職層や教育課題に対応した研修を実施し、教員の指導力や資質・能力の向上を図ります。

学校保健・給食事業

学校における健康診断や感染症対策を実施し、児童・生徒の健康保持増進を図ります。また、栄養バランスが取れた給食の提供や食育を通じて、児童・生徒が健全な発達のための栄養を補給するとともに、食への正しい理解を深め、望ましい食習慣を養います。

教育相談推進事業

児童・生徒の多様化する健全育成上の課題に対応するため、関係部門と連携して対応していきます。長期欠席における対策については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、SNSなどによる相談事業を実施するとともに、教育支援センター、中学校内に設置しているスモールステップルーム、児童館やフリースクール等との連携を行い、学校復帰、社会的自立を支えていきます。

学校改築・改修事業

校舎の老朽化等への対応として、「墨田区学校改築基本計画」に基づく取り組みを着実に進めます。また、学校施設を安心して長く使い続けることができるよう、計画的な改修を行うとともに、エレベーターの整備を含めたバリアフリー化の推進を図ります。

放課後子ども教室推進事業

放課後のこどもの居場所を小学校内に設け、こどもの活動の見守りや勉強・スポーツ・文化芸術活動等の機会を提供します。未実施校では新規開設を、既実施校では実施内容の拡充を図ります。

関連計画

- ◆ 墨田区教育施策大綱
- ◆ すみだ教育指針
- ◆ 墨田区学力向上新3か年計画(第4次)
- ◆ 墨田区幼保小中一貫教育推進計画
- ◆ 墨田区学校施設長寿命化計画
- ◆ 墨田区学校改築基本計画
- ◆ 墨田区こども計画